

「美里町」へ移住・定住・交流しましょう！

郷土をふりかえる

同窓会を応援します



「ふりかえる」
ミムリン



美里町では、生活拠点を他都道府県、他市町村に築いた美里町出身者たちが故郷を思い出し、郷里との交流を再開するきっかけづくりを目的として、同窓会費用の一部を助成します。

- **補助対象となる同窓会**
 - ① 原則として町内の中学校を卒業したかたが行う、学年単位または学級単位（複数の学級で行うものを含む）での同窓会
 - ② 20名以上の参加で開催されるもので、かつ、町外居住者が10名以上の参加を得る同窓会
- **補助金額**

「同窓会当日の出席者」1名につき1,000円、**最大5万円**まで助成します。

※同一の同窓会への補助金の交付は、同一年度内に1回限りです。
- **補助金を受けるために**

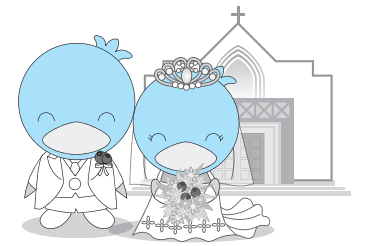
補助金を受け取るためには、同窓会開催時に、町が進める定住・移住・交流などの施策について、参加いただいたかたへ情報提供することが必要です。
- **補助金申請手続きの流れ**

※詳細は、ホームページをご確認ください。

問合せⅡ総合政策課 まち創生係
☎76・11114

～新婚さんいらっしゃい！～

結婚新生活を始めるための費用を助成します



若者の結婚がそれぞれの希望する年齢で叶えられるような環境を整備するため、美里町内で結婚生活をスタートする新婚世帯に、住居費や引越費用などの費用の一部を助成します。

- **支給対象者**

平成29年4月1日以降に婚姻届を提出し受理された夫婦で、次の要件を全て満たす世帯

 - ① 前年（4月または5月の申請は前々年）の夫婦の合計所得が340万円未満

※貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を所得から控除します。

※夫婦の双方または一方が申請時に無職の場合、離職したかたについては所得なしとして算出します。
- **対象経費**

平成29年4月1日以降に結婚を機に生じた費用

 - ② 補助金の交付申請時に申請者または配偶者の年齢が40歳以下
 - ③ 対象となる住居の住所へ夫婦のいずれもが転入届または転居届を提出し、受理されているかた
 - ④ 夫婦のいずれもが町税などを滞納していないかた
 - ⑤ 補助金の交付から3年以上美里町に居住する意思があるかた
 - ⑥ 他の公的補助による家賃補助を受けていないかた
- **交付申請について**

補助金の交付を受けるには、交付申請の手続きが必要です。

申請は、住民福祉健康課 住民福祉係で受け付けています。

交付申請の手続きは、対象となる住居へ転入・転居してから6か月以内に行ってください。
- **補助金額**

1世帯あたり24万円

※ただし、対象経費（住居費と引越費用を合わせた額）が24万円に満たない場合は、対象経費の総額となります。（千円未満切り捨て）
- **実際の費用**

◎新たに美里町内の住宅物件を賃貸する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む）、共益費および仲介手数料

※夫婦が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、手当分を除きます。

◎婚姻に伴う引越しに要した経費（引越業者または運送業者への支払い）

問合せⅡ住民福祉健康課
住民福祉係 ☎76・5132

美里町公共交通（タクシー）利用料金補助事業の申請を受け付けています

町では、住民ニーズに合った利便性の高い公共交通サービスを提供できるよう、タクシーを利用した「公共交通（タクシー）利用料金補助事業」を実施しています。

この事業は、自動車運転免許証の交付を受けていないなどのいわゆる交通弱者のかたへタクシー利用券を交付し、日常生活において、必要とされる医療機関、買い物、公共施設、金融機関、駅への移動手段確保として、タクシーを利用した場合に係る運賃を助成するものです。



- 《利用券の額など》
 - ◎年間交付限度枚数Ⅱ72枚（500円券）3万6,000円分
 - ◎使用限度Ⅱ1回の乗車につき3枚（1,500円）まで
- 《利用目的》
 - ◎通院、通所、買い物、公共施設、金融機関、駅への移動
- 《対象者》
 - ◎自動車運転免許証の交付を受けていないかた（40歳以上）など
- 《申請方法》
 - 新規申請Ⅱ総合政策課の窓口で随時受付をしています。（利用者証を作成しますので、本人の写真が必要です。）
 - 継続申請Ⅱ毎年度、申請が必要で（ご家族のかたなど、代理申請でも受け付けします。）

問合せⅡ総合政策課 まち創生係
☎76・11114

総合政策課からお知らせ

4月から、美里町ホームページをリニューアルします

ホームページを利用するかたにとって、より便利に利用できるよう、また、美里町の魅力が伝わるよう、4月中に町ホームページのリニューアルを予定しています。なお、URL（<http://www.town.saitama-misato.lg.jp/>）に変更はありません。今後も多くの皆さまにご利用いただけるサイトを目指し、より積極的に情報を提供していきます。

問合せ＝総合政策課 まち創生係 ☎76-1114